

事業者の申告の延長・軽減措置など

◎法人市民税 申告などの延長

事業活動の縮小や感染拡大防止を目的とした企業の勧奨により在宅勤務をしているなどの理由で、通常の勤務体制を維持できず申告・納付が期限内に困難な場合、期限を延長します。申告・納付が可能となった時点で申告書を提出してください。

申請方法 ◎税務署に期限の延長を申請したことが分かる書類の写しを申告書などに添付(余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載※電子申告は法人名または所在地の後に入力)
※申告・納付期限は原則申告書の提出日となります。

☎ 課税課・内線334

◎中小事業者などが所有する償却資産・固定資産税・都市計画税の軽減措置

厳しい経営環境に直面している中小事業者などに対して、令和3年度の1年分に限り償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減します。

◎令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高と前年の同期間を比較し、
・30%以上50%未満減少 2分の1軽減
・50%以上減少 全額免除

※令和3年1月31日(日)までに認定経営革新等支援機関などの認定を受けて市役所に申告してください。

☎ 課税課・内線336

税に関する問い合わせ先一覧

○個人市民税	申告…課税課市民税担当・内線401 課税内容…課税課市民税担当・内線401 証明書…課税課税政担当・内線457
○法人市民税	申告など…課税課市民税担当・内線334
○固定資産税	固定資産税、都市計画税…課税課家屋調査担当・内線336
○税に関する納付	徴収猶予…収税課徴収担当・内線471

農業者への支援

☎ 農政課 ☎7185-1481

国や県、市の支援などは農政課にご相談ください。

◎主な支援

- ・持続化給付金(最大100万円)
☎ 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
- ・我孫子市事業継続支援金 ☎ 商業観光課 ☎7185-1734
- ・農業保険(収入保険、農業共済)支払期限の延長
☎ 千葉県農業共済組合本所 ☎043-245-7447
- ・貸付利子の無利子化・保証料の免除など
☎ 経営局金融調整課 ☎03-3501-3726

その他の支援

◎学費などの支援が必要な学生

高等教育修学支援制度(授業料・入学金などの免除・減額)、貸与型(無利子、有利子)など

☎ 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

◎税の優遇

文化芸術・スポーツなどチケットを払い戻さず寄付することで税を優遇

相談メール ✉ticket-kifu-soudan@mext.go.jp

☎ 文化庁 ☎03-5253-4111

新たな支援策の準備を進めています

ひとり親家庭への給付金や修学旅行の日程変更により発生した料金を市が負担すること、飲食店などで使用できるプレミアム付きチケットなどの支援策を、6月議会に提案する予定です。

帰国者・接触者相談センターへの相談・受診の新たな目安

新たな目安

●息苦しさや強いだるさ、高熱など強い症状

➡ すぐに相談

●比較的軽い風邪の症状4日以上続く場合

➡ 必ず相談

帰国者・接触者相談センター

- ◎松戸健康福祉センター(松戸保健所)
☎047-361-2140(平日午前9時～午後5時)
聴覚障害の方など ☎047-368-0689
- ◎千葉県
☎0570-200-613(24時間対応)
聴覚障害の方など ☎043-224-8910

※問い合わせ多数により、電話がつながりにくい場合があります。

自分と大切な人を守るためにできること

◎不要不急の外出をしない

生活必需品の買い出しや医療機関への通院は「必要な外出」になるので、予防対策をした上で出かけください。

◎3つの「密」を避ける

①換気の悪い密閉空間

②多数が集まる密集場所

③間近で会話や発声をする密接場面

◎会話をする時もマスクをつける

WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫がある」と報告しています。咳エチケットはもちろん、会話をする時もマスクをつけましょう。



ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合

家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

1 部屋を分けましょう

2 感染者のお世話はできるだけ限られた方で

3 マスクをつけましょう

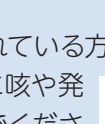
4 こまめに手を洗いましょう

5 換気をしましょう

6 手で触れる共有部分を消毒しましょう

7 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

8 ゴミは密閉して捨てましょう



ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。詳しくは厚生労働省ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

